

県内各医療機関管理者 様

島根県健康福祉部医療政策課長

特定労務管理対象機関の指定申請について（通知）

本県の医療行政の推進につきましては、平素から、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）等に基づき、医師をやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、県に特定労務管理対象機関（B・連携B）の指定申請を行い、指定を受ける必要があります。

つきましては、本県における指定申請の詳細について、以下のとおりお知らせしますので、指定を受ける必要がある医療機関におかれましては、各内容をご確認の上、指定申請を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関が必要となる手続き

(1) 事前連絡

特定労務管理対象機関には指定要件があります。事前に指定要件に該当するか確認する必要があるため、指定申請を予定している医療機関におかれましては、評価センターの評価受審前に島根県健康福祉部医療政策課までご連絡ください。

(2) 各水準共通

① 令和6年度以降の医師労働時間短縮計画案（以下、「時短計画案」という。）の作成

② 評価センターの評価受審

- ・ 評価センターが医療機関から必要書類を受領後、評価結果の通知までに少なくとも4ヶ月を要するとされていることから、計画的にご準備ください。
- ・ 評価受審に当たっては、評価センターに審査料（330,000円）の納付が必要となります。
- ・ 評価センターに関する詳細は、以下ホームページをご参照ください。

医療機関勤務環境評価センターホームページ

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

### ③ 県への指定申請

- ・ 県への指定申請については、本日から受付を開始します。
- ・ 評価センターからの評価結果受領後に、県へ指定申請を行ってください。
- ・ 申請方法については、文書、メールにて受け付けます。
- ・ 申請期限を次のとおり設け、期限までに受け付けた申請について、一括して指定手続きを進めます。

島根県への指定申請期限	島根県医療審議会・ 島根県地域医療支援会議	県による指定（結果通知）
令和5年11月30日（木）	令和5年12月下旬	令和6年1月下旬以降

## 2. 指定要綱及び提出書類等

- (1) 島根県特定労務管理対象機関指定要綱
- (2) 指定申請様式（様式1～12）
- (3) 島根県特定労務管理対象機関指定審査基準（B水準・連携B水準）

## 3. 指定申請以降の流れ

- (1) 指定申請期限までに随時受け付けた指定申請について、県による内容確認、医療機関との調整、ヒアリング等
- (2) 島根県医療審議会及び島根県地域医療支援会議での意見聴取
- (3) 県による指定（医療機関への指定通知、指定の公示、評価結果の公表）

## 4. 評価受審及び指定申請に向けた医療機関に対する支援について

島根県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務医の労働実態の適切な把握、宿日直許可の取得、時短計画案の作成に係る助言等について、専門アドバイザーの派遣等の支援を実施しておりますのでご相談ください。

【担当】 島根県健康福祉部医療政策課

医療計画係 三嶋、竹谷、竹下

電話：0852-22-5691

（島根県医療勤務環境改善支援センター）